

議案第12号

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部 を改正する条例

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成16年養父市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「132,000円」を「166,000円」に改め、同項第2号中「113,500円」を「122,000円」に改め、同項第3号中「73,000円」を「92,000円」に改め、同項第5号中「32,000円」を「45,500円」に改め、同項第6号中「17,500円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「17,000円」を「37,000円」に改め、同項第8号中「16,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。

議案第12号 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(報酬)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 団員には、次により年額報酬を支給する。ただし、機能別消防団員には年額報酬を支給しない。</p> <p>(1) 団長 年額 <u>132,000 円</u></p> <p>(2) 方面隊長 年額 <u>113,500 円</u></p> <p>(3) 副団長 年額 <u>73,000 円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 副分団長 年額 <u>32,000 円</u></p> <p>(6) 部長 年額 <u>17,500 円</u></p> <p>(7) 班長 年額 <u>17,000 円</u></p> <p>(8) 団員 年額 <u>16,000 円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 団員には、次により年額報酬を支給する。ただし、機能別消防団員には年額報酬を支給しない。</p> <p>(1) 団長 年額 <u>166,000 円</u></p> <p>(2) 方面隊長 年額 <u>122,000 円</u></p> <p>(3) 副団長 年額 <u>92,000 円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 副分団長 年額 <u>45,500 円</u></p> <p>(6) 部長 年額 <u>38,000 円</u></p> <p>(7) 班長 年額 <u>37,000 円</u></p> <p>(8) 団員 年額 <u>36,500 円</u></p> <p>3 (略)</p>